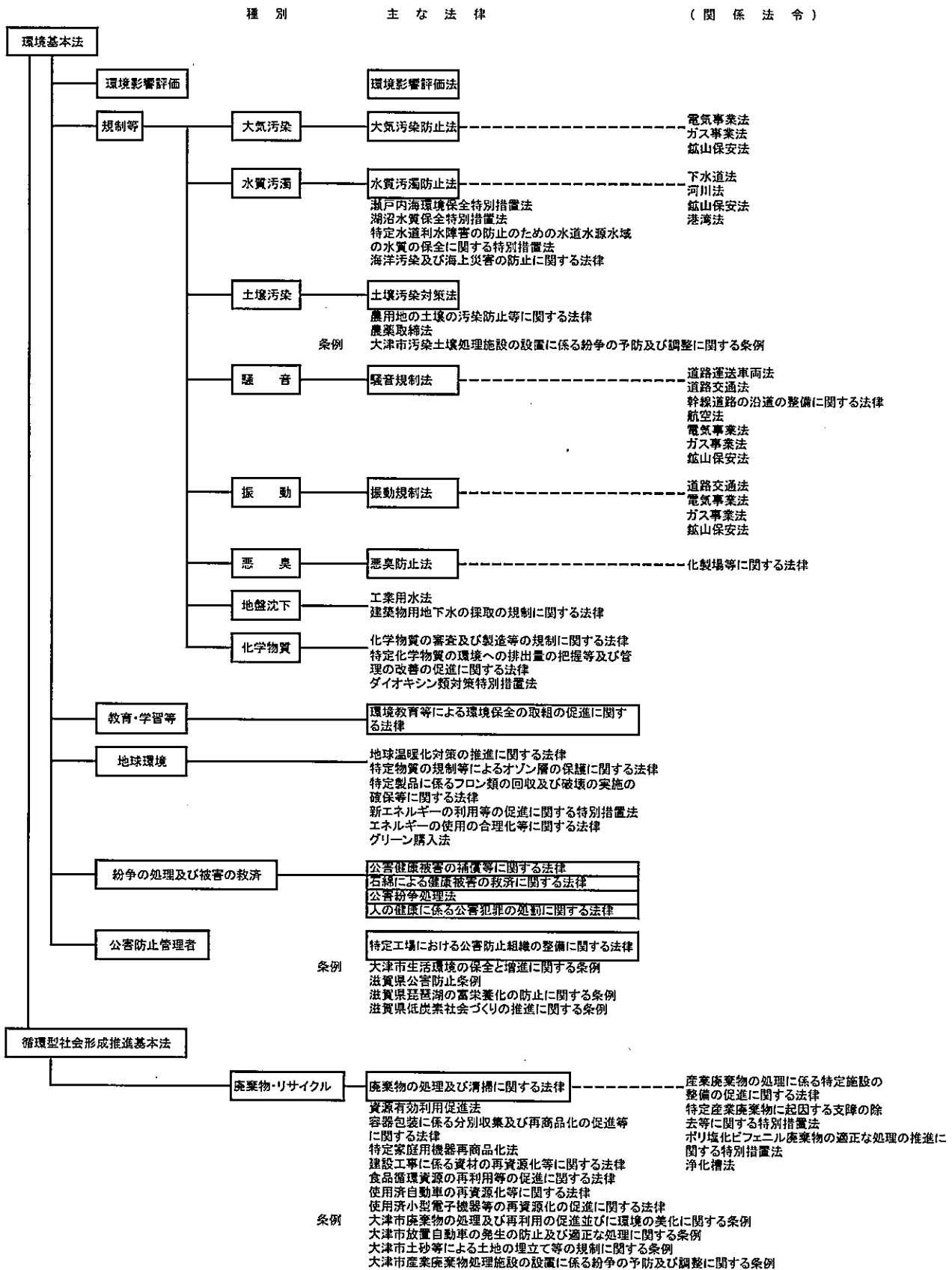


第3章 資料編

1 環境関係法令等の体系



は法令等に基づく政令市及び特別市の専務

2 大津市環境基本条例

平成 7 年 9 月 25 日

条例第 39 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条の 2)

第 2 章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画(第 7 条)

第 2 節 環境上の基準(第 8 条)

第 3 節 環境への配慮(第 9 条～第 11 条)

第 4 節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策(第 12 条～第 16 条)

第 5 節 地球環境保全に関する地域行動計画等(第 17 条・第 18 条)

第 3 章 環境審議会(第 19 条)

第 4 章 雑則(第 20 条・第 21 条)

眼前に広遼と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方に学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における良好な環境の保全と創造について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるように適切に行われなければならない。

5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない社会が構築されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の意見を尊重して、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して良好な環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全と創造への取組みを支援するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する良好な環境の保全と創造に関する活動に協力しなければならない。

(生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置者等の責務)

第6条の2 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を設置し、若しくは運営し、又は当該おそれのある事業を実施する者は、環境の保全に関し万全の措置を講ずるとともに、当該施設又は事業について近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第7条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する大津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境上の基準

第8条 市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

2 前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第3節 環境への配慮

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者は、その日常生活又は事業活動を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるように努めなければならない。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づく環境への配慮が適切に行われているかについて、自ら調査するための体制を設けるように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮のための体制の整備の促進)

第11条 市は、事業者が物の製造、加工、流通、販売等の各段階において環境への負荷を増大させないようにその事業活動の指針を策定し、及び評価する等環境への配慮のための体制を整備するようにするため、その促進に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策

(良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の活動への指導及び助成)

第13条 市は、市民の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、指導、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習が振興するようにするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を的確に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査、情報収集、試験及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等

(地域行動計画)

第17条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するように行動するための地域行動計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、前項の地域行動計画に適合するように努めるものとする。

(国際的な情報交換等)

第18条 市は、地球環境保全に資するため、国際的な情報交換、技術交流等を促進するように努めるものとする。

第3章 環境審議会

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
 - (2) 関係団体から選出された者
 - (3) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- 6 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
 - 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雑則

(推進体制)

第20条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

3 大津市の環境行政の推移

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
明治 35			・人曳きによる荷車でじん芥収集を実施			
昭和 2			・牛馬によるじん芥収集を実施			
8			・自然通風式(バッチ式)焼却炉を松本町(15t/日)及び膳所中の庄(7.5t/日×2基)に建設			
23			・トラックによるじん芥収集を実施(週2回に増加)			
25 .4				民生部 衛生課		
29 .4			・清掃法施行により、し尿処理が市町村固有の事務となる			
.12			・大津市清掃条例公布 み取り手数料は従量制			
30 .1			・し尿収集業務を大津市農協連し尿部に委託			
32 .9			・し尿収集業務の一部を民間業者に許可し、収集地域を農協連し尿部と二分			
33 .9			・し尿収集業務を民間業者に全面許可			
36			・膳所上別保町にバッチ式焼却炉(80t/日)を設置			
37 .4				民生部 清掃課		
38 .1			・くみ取り手数料に定額制をとり入れる			
.4			・ごみの分別収集開始。燃やせないごみを月1回収集			
39 .4			・田上羽栗町に大津市衛生処理場(90kℓ/日の加温式消化法)開設			
40 .4				民生部 環境衛生課		
.12			・し尿収集の効率化を図るため市直営による中継業務(中継槽から処理場までの運搬)を実施			
41 .12			・特殊車(通称バッカー車)を購入 堅田町にバッチ式焼却炉の堅田 ・じん芥焼却炉(6t/8hr)を建設			
42 .3			・大津市衛生処理場の二次処理方式を活性汚泥処理方式に改良			
.4		企画室開発課公害係			・瀬田、堅田両町と合併	
.8					・公害対策基本法公布	
43 .4		企画室交通公害課公害係				
.8			・仰木町に仰木不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設			
44 .3					・県公害防止条例制定	

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
44	.4	・騒音規制法地域指定(法指定の最初) ・大津市公共下水道供用開始				
	.5			・燃やせないごみの収集回数を月1回から月2回に増加		
	.6			・膳所上別保町に連続式機械炉(180t/日)へ建替完成		
	.9			・中継業務を市直営から許可業者へ引き継ぐ		
45	.12					・公害関係法14法律制定、改正(公害国会)
46	.2	・緑のまちづくり計画策定				
	.4		民生部公害課・公害研究室設置			
	.6			・一部地域で夜間収集を開始		
	.7					・環境庁設置
	.9			・石山寺辺町に寺辺不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法の全面改正)
47	.1		公害対策調査会発足			
	.8	・母乳調査、住民検診実施				
	.11			・廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定・施行		
	.12					・公害防止条例全面改正
48	.4		経済部公害課 企画部企画室 自然保護対策室		環境整備部 環境整備課	
	.7		公害対策審議会発足			
	.8	・市役所にオキシダント計設置				
	.12	・環境保全基本条例公布				
49	.2	・生活環境条例公布	環境審議会発足			
	.3					・市総合計画発展計画策定
	.4		企画部都市環境対策室自然保護係	・浜町に下水道投入所設置(マンホール投入を行なう) ・大津市衛生処理場を湿式酸化処理方式に改造、名称を大津市南部衛生プラントに改める		
50	.3	・自然保護条例公布 ・公害防止協定第1号				
50	.6	・緑化推進計画策定				
	.7		公害監視委員会発足			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
51	.4			・仰木町に大津市北部衛生プラント(54kℓ/日の湿式酸化処理方式)開設		
	.7			・浄化槽設置届取扱事務が保健所より大津市に移管		
	.11	・公害防止協定(大手10社)				
52	.4		市民部公害課			
	.5					琵琶湖に赤潮発生
	.9	・公害防止協定(大手11社)				
	.10			・大津市議会で「ごみ非常事態宣言」を議決		
	.11		自然環境保護指導員委嘱	・寺辺不燃物処分地閉鎖		
	.12			・大津市・志賀町清掃センター組合(一部事務組合)設立		
53	.7			・(財)大津市産業廃棄物処理公社設立		
	.10			・大型ごみ定期収集開始(1回/年)		
54	.4				「し尿」が環境衛生課業務となる	
	.7					・「琵琶湖条例」公布
	.12			・堅田不燃物処分地(埋立容量90,630m ³)開設		
55	.4		公害課改組、自然保護事務は緑地公園課へ	・仰木不燃物処分地閉鎖		
	.8	・市独自の河川環境基準告示、8河川類型指定				
	.10			・大型ごみのうち資源(洗濯機、冷蔵庫)の分別収集を開始		
	.12			・膳所上別保町に資源回収センターを開設		
56	.1				環境整備部環境整備課計画課	
	.3			・大津市・志賀町「廃棄物処理基本計画」を策定		・「アセスメント要綱」制定
	.5			・「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足		
	.6					・西大津バイパス一部供用開始
	.12			・ごみ収集体系見直し		
57	.4			・かん、びんの分別収集を開始(月1回) ・大津市北部衛生プラントに三次処理施設設置		
	.5			・燃やせるごみの指定紙袋排出制を実施		

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
57	.6			・燃やせないごみの収集回数月2回から月4回に増加(燃やせないごみにプラスチックを入れる) ・堅田不燃物処分地閉鎖		
	.7			・石山内畑町に南部不燃物処分地(埋立容量約168,000m³)開設		
	.8	・「魚とホタルの住む川づくり」報告書作成				
58	.3			・南部不燃物処分地に溶融固化処理機を設置		
	.6	・吾妻川親水河川工事完成				
	.8					・南湖に大規模な「水の華」発生
	.11			・大石中町に産業廃棄物処理施設として大津クリーンセンター(連続式燃焼ストーカ炉 75t/日、埋立容量194,000m³)を開設		
	.12	・生活環境条例改正(事前協議制度等)				
59	.4	・大気汚染防止法政令市指定		・大型ごみの収集回数を年2回から年3回に増加		
	.5	・アメニティー・タウン計画モデル市指定				
	.7					・湖沼法公布
60	.1					・琵琶湖史上2番目の濁水
	.3	・河川環境基準2河川追加類型指定				
	.4				環境整備部 庶務課 環境整備課 建設課	
	.5	・アメニティー・タウン計画公表		・伊香立下龍華町に大津市・志賀町清掃センター組合最終処分場(埋立容量約149,000m³)開設 ・燃やせないごみの収集回数月4回から週1回に変更 ・廃乾電池の分別回収を実施 ・かん、びんを月の前半(第1・2週)、後半(第3・4週)に分け収集		
	.7					・風景条例施行
	.10					・浄化槽法施行
	.11			・大津市清掃工場改築工事		
	.12			・大津市南部衛生プラントを低希釈二段活性汚泥法+高度処理に更新		・琵琶湖が湖沼法指定湖沼となる
61	.3	・河川愛護団体連合会結成				
	.4	・水質汚濁防止法政令市指定	企画市民部住みよ環境課	・大津クリーンセンター内に再資源化施設を開設		
	.12			・大津市・志賀町清掃センター組合焼却施設建設工事着工		

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
62	.4		・「大津市・志賀町清掃センター組合」を「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更			
	.6		・南部不燃物処分地を閉鎖			・「湖国環境プラン」策定
	.10				・なぎさ公園着工	
63	.1	・大気監視石山局南郷局設置				
	.3		・大津市清掃工場建替え完了(処理能力180t/日)			
	.4	・大気テレメータ中央監視室設置 ・生活廃水対策重点地域に指定	・環境美化センターに「美化班」を設置 ・大津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱を施行			
	.8				・京滋バイパス開通	
平成元	.3		・行政事務組合クリーンセンター焼却施設完成(処理能力170t/日)		・湖西道路開通	・ゴルフ場農薬指導要綱制定
	.6		・石山外畑町に第2南部不燃物処分地(埋立容量約57,000m ³)開設			
	.10	・大津市特定旅館建築規制条例施行				
2	.1		・フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)事業供用開始			
	.4		・行政事務組合クリーンセンターの余熱利用施設として、伊香立老人憩の家「やまゆり荘」開設			
	.5	・大津子ども環境探偵団発足(以後、毎年募集) ・伊香立生津町「近隣景観協定」知事認可				
	.10		・牛乳パック回収資源化運動の支援開始			・滋賀県浄化槽取扱要綱改正
	.11	・環境スタンプウォーキング開催(以後、平成8年度まで毎年開催)				
	.12		・大津市清掃工場の余熱利用施設として富士見温水プール(25m×4コース・老人憩の家併設)完成 ・大津市北部衛生プラントで下水道道投入処理実験を開始		・大津市総合計画基本計画策定	
3	.2	・身近な環境への気配りチェック表作成 ・「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」開始(以後、毎年実施)				
	.3	・環境監視センター完成	・大津市・志賀町「一般廃棄物処理基本計画」策定			
	.4		・行政事務組合クリーンセンター粗大ごみ処理施設開設			・再生資源の利用の促進に関する法律制定
	.7	・おおつ環境塾開講(以後、毎年開講)				
	.8	・身近な環境調査員制度発足				

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
3	.10					・廃棄物処理法全面改正
	.11		・大津市北部衛生プラントで下水道投入処理(試験)を開始			
	.12		・「紙の日」運動開始			
4	.3		・浜町下水道投入所閉鎖			
	.4		・大型ごみ分別区分統一 ・□川地域し尿収集・運搬業務委託			
	.6					・地球サミット開催
	.7					・ヨシ保全条例施行 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
	.9		・(仮称)新南部(大田)廃棄物処分地着工 ・リサイクルマーケット・イン大津開催(以後、毎年開催)			
	.10	・大津市が「アメニティー優良地方公共団体」表彰を受ける				
	.12		・(財)大津市産業廃棄物処理公社大石淀町最終処分場着工			
5	.2	・地球環境へのやさしさ貢献度チェック表作成				
	.3		・大津市・志賀町行政事務組合「志賀聖苑」完成(H5.4開場)			
	.4		・大津市古紙再資源促進補助制度開始 ・大津市南部衛生プラント運転管理業務業者委託			
	.11					・環境基本法制定
6	.3	・「大津市の環境人づくり」庁内検討会報告書				
	.4					・「アジェンダ21 滋賀」策定 ・環境にやさしい物品購入指針策定
6	.6		・「大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の制定			
	.7		・石山外畑町の第2南部不燃物処分地埋立完了			
	.8		・大津市大石曾東町に大津市大田廃棄物最終処分場を開設(埋立容量一期分約225,600m ³) 大石淀町に(財)大津市産業廃棄物処理公社最終処分場を開設(埋立容量第一期分約117,000m ³) 大津市北部衛生プラントの前処理施設を改築し、湿式酸化処理方式を標準脱窒素処理方式に変更			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
6	.9		・「改正条例規則」施行			・9月15日琵琶湖水位マイナス12.3cmを記録
	.10					
	.11					・環境基本計画閣議決定
7	.1		・阪神・淡路大震災ごみ処理支援(～11月)			0
	.3		・「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の制定(平成7年6月施行)			
	.6					・「容器包装リサイクル法」公布
	.9					
	.10		・堅田じん芥焼却場廃止	環境整備部 庶務課 環境整備課 環境美化センター		
8	.1		・堅田不燃物処分地廃止			
	.2		・廃棄物減量等推進審議会発足			
	.3					・滋賀県環境基本条例制定
	.4		・廃棄物処理手数料等の改正			
	.7					
	.10		・容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定			
9	.2					
	.3		・合理化事業計画策定に伴う協定締結(し尿)			
	.4	環境部 環境企画課 環境保全課 環境監視センター	・大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例一部改正	環境部 環境企画課 建設室 ごみ対策課 環境美化センター		・滋賀県浄化槽取扱要綱改正 ・琵琶湖環境部設置
	.6					・環境影響評価法公布(11年6月全面施行)
	.8					
	.11					
	.12					
10	.3		・湖南衛生プラント組合脱退			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
10	.4			・ペットボトル分別収集開始(びんと一括収集) ・(財)大津市産業廃棄物処理公社ダイオキシン対策施設改修工事着工(H10.6完成)		
	.6			・大津市清掃工場ダイオキシン対策施設改修工事着工(H11.6完成)		
	.9	・「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」を全部改正(H11.6施行)				
	.10				・市制施行100年	・地球温暖化対策推進法制定
	.12					・環境影響評価条例制定
11	.3	・環境審議会から「環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申 ・「大津市環境基本計画」、「大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】」、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」策定				
	.4			・大津市北部衛生プラントでのし尿等の処理休止		
	.6	・環境施策推進本部に率先実行計画推進体制を整備		・大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターダイオキシン工事着工(H13.3完成)		
	.7					・ダイオキシン類対策特別措置法成立
11	.10	・大気環境監視システム中央処理装置更新				
	.12				・自転車放置防止条例制定	・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立
12	.2					・「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」設立
	.3	・「アジェンダ21おおつ」(大津市地球環境保全地域行動計画)策定 ・「大津市農業農村環境整備計画」策定			・第三次国土利用計画を議決	
	.4	・「緑の基本計画」策定		・「びん・ペット」を「無色透明びん・ペット」「有色びん・ペット」に分別し、透明袋収集に変更	・「大津市都市計画マスタープラン」策定	・大津市で「G8環境大臣会合」開催
	.5			・家庭用生ごみ処理機活用事業補助金の交付		
	.12			・大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設2期工事完工		
13	.2	・環境保全協定の締結(21社)				
	.3			・「ごみ処理基本計画」策定		

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
13 .4	「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」策定	環境部ISO取得推進室	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法施行に伴う対応 大型ごみ以外のすべてのごみを指定ごみ袋にて収集 廃棄物処理手数料の改正 浄化槽設置届出書の受理等の事務が市に権限委譲 大津市浄化槽取扱要綱の制定 	環境部 新清掃工場 建設準備室 ISO取得 推進室	・特例市に移 行	・家電リサイクル 法施行
.11						・大津市で「世界 湖沼会議」の開 催
.12	おおつ環境フォーラム設立 「大津市生活排水対策推 進計画」策定		・合理化事業計画策定に伴う協定 締結(浄化槽汚泥)			
14 .5	・大津市河川愛護団体連合 会結成15周年記念シンポ ジウム開催		・最終処分場の延命化を図るた め、フェニックス(大阪湾広域臨 海環境整備センター)へ焼却灰 の搬入開始			
.9	・ISO14001市庁舎の認証 取得					
15 .1			・「ペットボトル」の単独収集実施			
.3						・第3回世界水 フォーラムの開 催
.4				・環境部 南部クリー ンセンター建設室		
.7			・大津市南部衛生プラントでばっ 気槽改修(し尿・浄化槽汚泥処理量 減少に対応)			
15 .10	「緑の基本計画」改訂					・大津市が10番 目の「古都指定 都市」に
16 .1			・ごみコールセンター開設			
17 .3			・大津市南部衛生プラント隣接地 での多目的広場整備完了			
17 .4		環境部 環境政策課 ・環境企画 グループ ・ISO グループ		環境部 生活衛生課 ごみ減量 推進課 施設整備課		
17 .8	・アスベスト対策本部設置				・湖西道路が 無料開放	
18 .3					・志賀町と合 併	
.11			・志賀衛生プラント竣工			
.12					・大津市総合 計画・第四次 国土利用計 画を議決	
19 .1			・大津市北部クリーンセンタープラ スチック容器資源化施設竣工			
.2			・「プラスチック製容器包装」の分 別収集開始(袋類、バック・カッ プ類、ボトル類の3品目)			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
19	.3	・「大津市生活排水対策推進計画・し尿処理計画」見直し			・「大津市都市計画マスタープラン」策定	
	.4			環境部 不法投棄 対策室		
	.10					・琵琶湖の市町境界確定
	.11					・第27回全国豊かな海づくり大会開催
20	.1	・「大津環境人を育む基本方針」策定		・「大型ごみ」の収集方法を戸別有料収集方式に変更		
	.3	・ISO14001北部クリーンセンターの認証取得				・持続可能な滋賀社会ビジョン策定
20	.6					・生物多様性基本法制定
20	.7	・「大津子ども環境人ホームページ」開設				
21	.2					・滋賀県バイオープネットワーク長期構想策定
21	.4	・本市独自の環境マネジメントシステム「(呼称)環境オームス」に移行	環境部 環境政策課	環境部 廃棄物減量 推進課 産業廃棄物 対策課 不法投棄 対策課 衛生プラント	・中核市に移行	
21	.7	・大津市路上喫煙等の防止に関する条例施行				
21	.10			・「プラスチック製容器包装」の分別収集の範囲拡大(「プラマーク」のあるもの全て)		
22	.3	・大津市グリーンニューディール基金設置				・地球温暖化対策基本法施行
22	.10	・「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(平成22年3月一部改正)施行				
23	.3	・「大津市環境基本計画(第2次)」、「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ21おおつ(第2次)」策定 ・「大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】」見直し ・「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第5次計画」策定 ・「大津市生活排水対策推進計画・し尿処理計画」策定		・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 ・「大津市リユース事業基本構想」策定		
23	.4					・滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例施行

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
23 .10	・悪臭防止法の規制方法の変更について告示					
23 .12			・(財)大津市産業廃棄物処理公社が大津市に移管「大津クリーンセンター」に名称変更			
24 .3						・滋賀県低炭素社会づくり推進計画策定
24 .4	・臭気指数規制の導入					
24 .10						・環境教育等促進法施行
24 .11	・ISO14001環境美化センター焼却施設の認証取得					
25 1	・「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」改正施行(有害物質規制強化)					
25 3						・滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン策定
25 4			・「リサイクルセンター木戸」開所			
25 9			・「ごみ減量実施プラン」策定			
26 1			・「紙ごみ」の行政回収開始 ・「プラスチック製包装容器」の収集を週1回に変更			
26 3	・「大津市再生可能エネルギー等利活用方針」策定					
26 3	・「大津市環境基本条例」改正施行(事業者の責務の明確化) ・北部クリーンセンター焼却施設環境オームスに移行					
26 4			・「びん」の色別収集開始 ・マニフェスト制度等の事業系ごみ減量・適正処理施策の開始 ・廃棄物処理手数料の改正			
26 7	・「大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」施行 ・「大津市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」(平成26年3月全部改正)施行		・「大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」施行			

4 大津市環境審議会委員名簿

平成27年4月1日現在
(敬称略、五十音順)

区分	氏名	役職等
1号 学識経験者	青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
	市川 智史	滋賀大学環境総合研究センター教授
	市川 陽一	龍谷大学理工学部教授
	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部准教授
	梶 哲教	大阪学院大学法学部准教授
	清水 芳久	京都大学大学院教授
	須戸 幹	滋賀県立大学環境科学部教授
	水野 敏明	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター研究員
	與倉 弘子	滋賀大学教育学部教授
2号 各種団体推薦者	井口 恒明	大津市自治連合会理事
	上村 照代	大津市地域女性団体連合会副会長
	高木 治美	大津自然観察の会事務局長
	日野 弘之	大津地区労働者福祉協議会幹事
	松野 友典	大津市薬剤師会理事
	村田 省三	大津商工会議所専務理事
	山田 将宏	大津青年会議所理事
3号 公募委員	大橋 建男	公募委員
	貫名 敏	公募委員

5 大津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成27年4月1日現在
(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	役 職
1号 学識経験者	橋本 征二	立命館大学教授 (理工学部 環境システム工学科)
	平山 奈央子	滋賀県立大学助教 (環境科学部 環境政策・計画学科)
	水原 詞治	龍谷大学助教 (理工学部 環境ソリューション工学科)
2号 廃棄物の発生抑制、 再利用推進団体の 推薦者	今井 洋子	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	佐々木 敏子	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	高山 久七	大津市自治連合会 (木戸学区自治連合会長)
	川端 美保子	大津市地域女性団体連合会広報部長
	山口 鷹雄	一般社団法人大津青年会議所研修委員会委員
	清水 弘孝	「くらしとごみ」編集委員 小学校長会 瀬田南小学校長
3号 事業団体推薦者	村田 省三	大津商工会議所専務理事
	伊庭 善治	一般社団法人大津市商店街連盟理事
	吉川 満治	株式会社平和堂総務部CSR推進室長
	西村 一男	大津市再生資源回収事業協同組合
4号 関係行政機関職員	森 尚一	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長
5号 公募委員	熊谷 明美	公募市民

6 大津市環境施策推進本部設置規則

平成 9 年 12 月 1 日

規則第 81 号

(設置)

第 1 条 良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市環境施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画(大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)第 7 条の規定に基づき策定したものをいう。)の推進に関すること。
- (2) 環境にやさしい大津市役所率先実行計画(大津市環境基本条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、市自らが率先して良好な環境の保全と創造に取り組むために策定したものをいう。以下「率先実行計画」という。)の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム(ISO14001 に準拠した環境行動についての管理システムをいう。)の構築、維持等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事
- (6) 率先実行計画推進責任者
- (7) 率先実行計画推進員

2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。

5 代表幹事は、環境部政策監の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。

7 率先実行計画推進責任者は、別表第 1 に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課又は室の課長補佐相当職以上の職位にある者(グループリーダーを置く課又は室において課長補佐相当職以上の職位にある者がいない場合にあつては、グループリーダー)のうちから市長が指名する者とし、2 人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。)をもって充てる。

8 率先実行計画推進員は、大津市行政組織規則(昭和 61 年規則第 12 号)第 2 条第 1 項に規定する課、同条第 2 項に規定する分室、同条第 3 項に規定する出先機関、同条第

4 項に規定する支所及び同条第 5 項に規定するその他の機関(以下「課等」という。)にそれぞれ 1 人置く。

- 9 市長は、公営企業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び市議会議長に対し、その事務局等において第 7 項の率先実行計画推進責任者及び前項の率先実行計画推進員に該当する者を選任することを求めるものとする。

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を統括するとともに、本部員、代表幹事、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 本部員は、本部の所掌事務を処理する。
4 代表幹事は、次項及び第 6 項に規定する事務を統括するとともに、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。
5 幹事は、調査、研究、企画、検討、その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。
6 率先実行計画推進責任者は、その者の属する部局に属する率先実行計画推進員を指揮監督し、当該部局における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。
7 率先実行計画推進員は、その者の属する課等における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第 2 条に規定する事項について審議する。ただし、第 2 条第 3 号に規定する事項を審議する場合の本部員会議は、本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。
3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部員会議に諮る事項(第 2 条第 3 号に規定する事項を除く。)について審議する。

- 2 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会議)

第 8 条 専門部会議は、代表幹事及び幹事のうちから代表幹事が指名した者で構成し、幹事会議に諮る事項について審議する。

- 2 専門部会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
3 代表幹事は、必要があると認めるときは、専門部会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

別表第1(第3条関係)

部局	本部員	幹事	率先実行計画推進責任者
政策調整部	部長	企画調整課長	企画調整課長補佐
総務部	部長	総務課長	総務課長補佐
		財政課長	
		管財課長	
		契約検査課	
市民部	部長	自治協働課長	自治協働課長補佐
福祉子ども部	部長	福祉政策課長	福祉政策課長補佐
健康保険部	部長	長寿政策課長	長寿政策課長補佐
産業観光部	部長	商工労働政策課長	商工労働政策課長補佐
		農林水産課長	
		田園づくり振興課長	
環境部		環境政策課長	環境政策課長補佐
		廃棄物減量推進課長	
		産業廃棄物対策課長	
		不法投棄対策課長	
		施設整備課長	
都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐
		公園緑地課長	
		建築指導課長	
建設部	部長	交通・建設監理課長	交通・建設監理課長補佐
		建築課長	
		河川課長	
出納室	室長	次長	出納室主幹
市民病院	市民病院事務局長	病院総務課長	病院総務課長補佐

別表第2(第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
		お客様設備課長
		下水道計画管理課長
教育委員会	教育部長	教育総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
消防局	消防局長	消防総務課長

7 環境基本計画に基づく事業の実施状況

(1) 基本施策の実施状況

大津市環境基本計画に掲げる基本施策、重点施策について施策ごとに事業の実施状況を示しています。基本施策は基本目標、基本方針を達成するための網羅的・体系的に取り組む施策として、また、重点施策は基本施策に掲げる施策の中から重点的に取り組むべき施策として設定しています。

平成 26 年度の基本施策における基本目標、基本方針ごとの事業数及び事業実施率は下表のとおりで、全 221 事業の事業実施率は 95.0%でした。

5 の基本目標	事業数	事業実施率	10 の基本方針	事業数	事業実施率
Ⅰ.共生	43	88.4%	1. 豊かな自然環境の保全と創造	31	87.1%
			2. 人と自然との豊かなふれあいの確保	12	91.7%
Ⅱ.循環	31	93.5%	3. 資源循環の推進	20	95.0%
			4. 健全な水循環の確保	11	90.9%
Ⅲ.低炭素	39	94.9%	5. 低炭素型のエネルギー利用の推進	28	96.4%
			6. 環境負荷の少ない都市基盤整備の推進	11	90.9%
Ⅳ.健全	68	98.5%	7. 生活環境の保全	44	100.0%
			8. 快適環境の保全と創造	24	95.8%
Ⅴ.協働	40	97.5%	9. 環境人の育成	32	96.9%
			10. 環境保全型行政の推進	8	100.0%
全体	221	95.0%			

また、平成 26 年度の重点事業の事業内容は下表のとおりでした。

重点事業番号	5 の基本目標	重点事業の名称	事業の内容	H26年度詳細	重点事業に基づく項目	現状値※	目標値※	H26年度実績値
1	共生	身近な自然を知る“市民参加の生きもの調査の実施”	自然のうらおいデータベースの整備（身近な生きもの市民調査）	・市民参加型の身近な環境調査として、カエルの調査を 296 人の市民調査員の登録を得て実施。920 件、8078 個体のカエル（幼体、卵含む）の報告があった。調査結果は、環境学習や環境保全活動等に役立ててもらうため、講師の指導の下、冊子と地図ポスターとして作成し、市民調査員はじめ関係機関に配布した。 ・環境調査データの整備として、前年度に実施した「ドングリ」の結果地図ポスターを調査結果データとして、環境情報システムの「かんきょう宝箱」に掲載した。	身近な生きもの市民調査参加者数	0 人	500 人[~H27]	296 人
2	循環	資源循環を実現する“ごみ減量と資源化の推進”	家庭ごみ資源循環推進事業	・ごみ減量ガイドブック等の配布や広報、出前講座等を通じた情報提供とともに、「ごみ減量と資源再利用推進会議」との連携により、家庭ごみの減量と再資源化、3R の推進について啓発を行った。 ・平成 26 年度については、特にびんの色別けについての啓発チラシの配布やイラスト版ごみ集積所看板の作成・配布を通じて、適正な分別の周知啓発に努めた。	ごみ減量化（資源ごみを除く） 資源化率	- 15.38%	H19 を基準として 20% 減量 ：中間年度 H27 で 15% 減量 20%	20.7% 17.41%
3	低炭素	みんなに広める低炭素社会“環境フェアの開催”	「(仮称)環境フェア」の開催	・おおつ環境フォーラムが開催する「おおつエコ祭り」への参加・協力を行った。	「(仮称)環境フェア」の参加者数	0 人/回	1,500 人/回	1,875 人/回
4		みんなが実感できる低炭素社会“エコライフデーの実施”	省エネルギーキャンペーン「エコライフデー」の実施	・おおつ環境フォーラムとの連携により、瀬田東学区・木戸学区において実施した。(H26.8.3)	「エコライフデー」の参加世帯数	1,006 世帯	20,000 世帯	1,149 世帯 (累計参加世帯数 3,827 世帯)
5	健全	魅力ある“古都にふさわしいまち並みの形成”	自然と歴史に配慮した景観施策の推進	・堅田地区では京都大学の研究室と協働してまちなみ景観形成に係るワークショップを 3 回開催した。 ・坂本地区では地区計画の拡充等に向け、勉強会を 2 回及び先遣地視察を実施した。	景観づくり重点推進地区数	2 地区[H22]	3 地区[~H30]	2 地区
6	協働	環境のことを考え行動する“大津環境人の育成”	環境人育成事業	・市民協働組織の大津環境学習活動実行委員会を開催して自然体験型環境学習である自然家族事業の内容や運営について協議検討し、各事業を実施した。 大津環境学習活動実行委員会の開催：5 回 自然家族事業の実施：5 回、381 人参加（1 回荒天中止あり）	自然家族事業累計延べ参加者数	2,540 人	11,000 人	4,990 人

※現状値及び目標値については、それぞれ H21 年度及び H32 年度の値を示し、記載がある場合は、その年度の値を示す。

(2) 目標値に対する実施状況

基本施策	目標 (現状値→目標値) <small>※現状値及び目標値については、それぞれH19年度及びH24年度の値を示し、記載がある場合は、その年度の値を示す。</small>	重点 事業	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標) 共生						
01 多様な自然環境の体系的な保全	① 志賀地域での「緑地保全地域」及び「環境形成緑地」の設定 (なし→設定【～H27】)		なし	なし	なし	企画調整課
	② 都市公園等面積 (約9.81 →11.0㎡/人口【～H28】)		都市公園等面積 約9.19㎡/人口	都市公園等面積 約9.42㎡/人口	都市公園等面積 約10.03㎡/人口	公園緑地課
	③ 緑地協定地区数 (32→50地区)		緑地協定地区数; 36地区 (H24は1件追加)	緑地協定地区数; 38地区 (H25は2件追加)	緑地協定地区数; 39地区 (H26は1件追加)	公園緑地課
02 生物の多様性の確保	① 身近な環境市民調査員参加者数 (0→500人【～H27】)	設定	184人	194人	296人	環境政策課
	② 保護樹林の指定 (5→25地区【～H28】)		保護樹林 5地区 H24は新たな指定なし	保護樹林 5地区 H25は新たな指定なし	保護樹林 5地区 H26は新たな指定なし	環境政策課
03 自然とのふれあいの推進	① 公園愛護会の登録数 (102→150公園【～H28】)		116公園	117公園	118公園	公園緑地課
(備考) 緑地保全施策の進捗や、市民が自然とふれあう機会の程度を表しています。						

(基本目標) 循環						
04 省資源の推進	① ごみ減量化(資源ごみを除く) (H19を基準として一人1日あたり排出量20%減量; 中間年度H27で15%減量)	設定	11.6%減量	12.7%減量	20.7%減量	廃棄物減量推進課
	② 資源化率 (15.38→20%)	設定	14.44%	14.36%	17.41%	廃棄物減量推進課
	③ 古紙等資源回収量 (12,769→14,750t/年)		11,995t/年	11,417t/年	9,855t/年	廃棄物減量推進課
	④ (仮称) リユースセンターの設置 (0→1施設)		1施設	1施設	1施設	廃棄物減量推進課
05 水循環の保全と創造	① 雨水貯留浸透施設設置助成箇所数 (135→435箇所【～H26】)		雨水貯留浸透施設設置助成箇所数 352 (H24 81)	雨水貯留浸透施設設置助成箇所数 436 (H25 84)	雨水貯留浸透施設設置助成箇所数 492 (H26 56)	下水道雨水対策室
	② 公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数 (14→25箇所【～H26】)		公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数19 (H24 2箇所(富士見小・志賀小))	公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数19 (H25 なし)	公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数19 (H26 なし)	下水道雨水対策室
(備考) ごみ減量やリサイクルの推進の程度や、都市における水循環機能の基盤となる地下浸透や雨水利用の程度を表しています。						

基本施策	目標 (現状値→目標値)	重点 事業	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標) 健康						
06 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進	① 「(仮称)環境フェア」の参加者数 (0→1,500人/回)	設定	おおつ環境フォーラム主催「おおつエコ祭り」参加者: 1,458名	おおつ環境フォーラム主催「おおつエコ祭り」参加者: 1,498名	おおつ環境フォーラム主催「おおつエコ祭り」参加者: 1,875名	環境政策課
	② 「エコライフデー」の参加世帯数 (1,006→20,000世帯)	設定	おおつ環境フォーラムとの連携により和進学区の虹ヶ丘自治会にて実施 実施日: 平成24年12月23日 参加者: 200世帯 (392名) 累計参加世帯数 1,466世帯	おおつ環境フォーラムとの連携により瀬田学区と瀬田南学区にて実施 実施日: 平成25年8月11日 参加者: 1,212世帯 (2,771名) 累計参加世帯数 2,678世帯	おおつ環境フォーラムとの連携により瀬田東学区と木戸学区にて実施 実施日: 平成26年8月3日 参加者: 1,149世帯 (2,723名) 累計参加世帯数 3,827世帯	環境政策課
	③ 100kl/年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 (10→13事業所)		100kl/年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 12事業所	100kl/年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 12事業所	100kl/年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 12事業所	営業推進課
	④ 温室効果ガス削減率 (H19比34%削減)		平成24年度調査により平成22年度実績値を算出 平成19年度比 ▲13.3%	平成25年度調査により平成23年度実績値を算出 平成19年度比 ▲0.2%	平成26年度調査により平成24年度実績値を算出 平成19年度比 4.1%	環境政策課
07 都市及び交通ネットワーク形成の推進	① 自転車等取容可能台数 (15,192 [H22.4月]→16,192台)		自転車等取容可能台数 15,462 [H25.3月]	自転車等取容可能台数 15,361 [H26.3月]	自転車等取容可能台数 15,361 [H27.3月]	道路管理課
(備考) 市民・事業者の環境問題への関心や、地域レベルでの地球温暖化負荷の程度を表しています。						

基本施策	目標 (現状値→目標値)	重点 事業	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標) 健全						
08 大気・水・音・土壌等の保全	① 大気環境基準の達成率 (NO ₂ 100%/SPM 100%/O ₃ 92.6%/CO 100% →各々100%) ※O ₃ 、PM2.5: 環境基準を満たした割合		大気環境基準の達成率 (NO ₂ 100%/SPM 100%/O ₃ 93.3%/CO 100%/PM2.5 97.6%)	大気環境基準の達成率 (NO ₂ 100%/SPM 100%/O ₃ 92.9%/CO 100%/PM2.5 95.7%)	大気環境基準の達成率 (NO ₂ 100%/SPM 100%/O ₃ 93.3%/CO 100%/PM2.5 99.4%)	環境政策課
	② 河川環境 (土の) 基準の達成率 (BOD) (72→100%)		基準の達成率 72.2%	基準の達成率 83.3%	基準の達成率 66.7%	環境政策課
	③ 騒音環境基準の達成率 (面的評価 95%/一般地域 100%→各々100%)		騒音環境基準の達成率 (面的評価) 昼間98.1% 夜間95.6% 一般地域 夜間100%	騒音環境基準の達成率 (面的評価) 昼間97.9% 夜間95.7% 一般地域 夜間100%	騒音環境基準の達成率 (面的評価) 昼間97.9% 夜間95.9% 一般地域 昼間100% 夜間95.2%	環境政策課
	④ ダイオキシンの環境基準の達成率 (大気/水質 (底質含む)/土壌 各々100→各々100%)		ダイオキシン類環境基準の達成率 大気/水質 (底質含む)/土壌 各々100%	ダイオキシン類環境基準の達成率 大気/水質 (底質含む)/土壌 各々100%	ダイオキシン類環境基準の達成率 大気/水質 (底質含む)/土壌 各々100%	環境政策課
	⑤ 臭気指数規制の導入 (なし→導入 [H23])		平成24年4月1日施行	平成24年4月1日施行	平成24年4月1日施行	環境政策課
09 廃棄物の適正処理の推進	① 産業廃棄物処理施設等への行政検査実施率 ・排ガス・浸透水等水質検査の実施率 (91%→毎年100%) ・廃掃法及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 (83%→毎年100%)		・排ガス・浸透水等水質検査の実施率 100% ・廃掃法及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 100%	・排ガス・浸透水等水質検査の実施率 100% ・廃掃法及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 100%	・排ガス・浸透水等水質検査の実施率 100% ・廃掃法及び自動車リサイクル法に基づく処理施設等の立入検査の実施率 90%	産業廃棄物対策課
	② 1年以上継続する産業廃棄物不適正事案の解決率 (16.4→20%)		事案数: 41 解決事案: 8 (解決率20%) 新規事案: 8	事案数: 41 解決事案: 8 (解決率20%) 新規事案: 8	事案数: 45 解決事案: 10 (解決率22%) 新規事案: 12	不法投棄対策課
10 環境資源の保全と継承	① 伝統的建造物群保存地区内の建造物等の修理修景 (累計68件→6件/年)		1件 (修景1件)	5件 (修理4件・修景1件)	4件 (修理2件・修景2件)	文化財保護課
11 景観の形成	① 景観づくり重点推進地区数 (2 [H22]→3地域 [H30])	設定	2地区	2地区	2地区	都市計画課
	② 手のひら花苑 (79→120地区)		手のひら花苑登録団体数69団体 ※平成24年度～(公財)公園緑地協会の独自事業	手のひら花苑登録団体数69団体 ※平成24年度～(公財)公園緑地協会の独自事業	手のひら花苑登録団体数71団体 ※平成24年度～(公財)公園緑地協会の独自事業	公園緑地課
12 美化の推進	—					
(備考) 大気・水質・音・土壌の基準や、廃棄物の適正処理、文化財やまち並みの環境資源の保全に向けた施策の進捗状況を表しています。						

基本施策	目標 (現状値→目標値) <small>※明細値及び目標値については、それぞれ2021年度 及び2022年度の値を示し、記載がある場合は、その 年度の値を示す。</small>	重点 事業	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標)						
13 環境教育の推進	① 自然家族事業累計延べ参加者数 (2,540→11,000人)	設定	4,114人	4,577人	4,990人	環境政策課
14 環境情報の整備と提供	① (仮称) 環境活動情報支援センターの設立 (0→1施設)		0施設	0施設	0施設	環境政策課
15 環境保全活動の推進	① 琵琶湖を美しくする運動実践本部加入団体数 (119→130団体)		119団体	122団体	117団体	環境政策課
	② 河川愛護団体数 (42→50団体)		44団体	45団体	47団体	環境政策課
16 環境保全型行政の推進	① 温室効果ガス排出削減率 (5%削減 [～H27])		82,452t-CO2 12.1%	83,276t-CO2 13.2%	81,181t-CO2 10.4%	環境政策課
	② 電気使用量削減率 (5.5%削減 [～H27])		97,055,807kwh △6.1%	92,611,942kwh △10.4%	89,307,000kwh △13.5%	環境政策課
	③ 太陽光発電システムの能力 (71.52→616kW)		設置システム能力合計126.52kw (平成24年度は実績なし)	設置システム能力合計146.84kw (平成25年度は3施設 20.32kw)	設置システム能力合計156.84kw (平成26年度は1施設 10.00kw)	環境政策課
	④ 環境にやさしい単価契約物品品目数 (393 [H22.4月] →500品目)		407品目	457品目	467品目	契約検査課
(備考) 市民の環境保全活動の活発さや、市行政の事業者としての取り組み状況を表しています。						

(3) 指標値の推移

基本施策	指標(計画年度時) <small>※現状値は10年度の数値を示し、記載がある場合はその年度の値を示す。</small>	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標) 共生					
01:多様な自然環境の体系的な保全	①緑被率(82.3% [H20])	調査していない	調査していない	調査していない	環境政策課
02:生物の多様性の確保	①貴重動植物の確認種(植物17種、動物80科182種)	調査していない	調査していない	調査していない	環境政策課
03:自然とのふれあいの推進	①市民農園開設区両数(403区画)	市民農園開設区両数(210区画)	市民農園開設区両数(210区画)	市民農園開設区両数(210区画)	農林水産課
(備考) 自然とのふれあう空間の整備や動植物の生息・生育状況の把握、自然環境維持の把握状況を表しています。					

(基本目標) 循環					
04:省資源の推進	①ごみ処理機等補助台数(125件/年)	36件/年	54件/年	56件/年	廃棄物減量推進課
05:水循環の保全と創造	①透水性舗装施工完了延長(2,630m)	透水性舗装施工完了延長3,500m(1024 500m)	透水性舗装施工完了延長3,590m(1025 0m)	透水性舗装施工完了延長4,010m(1026 420m)	道路管理課
	②1人1日あたり水道使用量(255ℓ/人・日)	1人1日あたり水道使用量249ℓ/人・日	1人1日あたり水道使用量247ℓ/人・日	1人1日あたり水道使用量243ℓ/人・日	水道計画管理課
(備考) 循環型社会の構築に向け、ごみ減量等の推進の程度や、健全な水循環の推進状況を表しています。					

(基本目標) 低炭素					
06:省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進	①:環境保全協定締結事業所数(62事業所)	環境保全協定締結事業所数(63事業所)	環境保全協定締結事業所数(63事業所)	環境保全協定締結事業所数(63事業所)	環境政策課
	②:学校園でのグリーンカーテン、すだれ設置箇所数(116所 [H22])	■グリーンカーテン(ヘチマのすだれ等を含む) 設置幼稚園:真野北・御木・御木の里・下阪本・唐崎・志賀・比叡平・長等・逢坂・藤所・瀬田北 設置小学校:和瀬・葛川・唐崎・比叡平・藤尾・中央・平野・田上・青山・瀬田北 設置中学校:志賀・青山 ■すだれ 設置幼稚園:真野・真野北・堅田・御木・御木の里・御木の里東・雄琴・日吉台・下阪本・唐崎・志賀・比叡平・藤尾・長等・逢坂・大津・平野・藤所・富士見・晴嵐・石山・南郷・田上・上田上・青山・瀬田・瀬田北 設置小学校:逢坂・石山・青山 設置中学校:栗津 ※学校園独自での設置分を含む	■グリーンカーテン(ヘチマのすだれ等を含む) 設置幼稚園:真野北・堅田・御木・御木の里・日吉台・下阪本・唐崎・志賀・比叡平・逢坂・大津・瀬田北・富士見・瀬田北 設置小学校:木戸・和瀬・葛川・唐崎・田上・青山・瀬田北 設置中学校:青山 ■すだれ 設置幼稚園:真野・真野北・堅田・御木・御木の里・御木の里東・雄琴・日吉台・下阪本・唐崎・志賀・比叡平・藤尾・長等・逢坂・大津・平野・藤所・富士見・晴嵐・石山・南郷・田上・上田上・青山・瀬田・瀬田北 設置小学校:逢坂・石山・青山 設置中学校:栗津 ※学校園独自での設置分を含む	■グリーンカーテン(ヘチマのすだれ等を含む) 設置幼稚園:真野北・堅田・御木・御木の里・御木の里東・雄琴・日吉台・下阪本・唐崎・志賀・比叡平・藤尾・長等・逢坂・大津・平野・藤所・富士見・晴嵐・石山・南郷・田上・上田上・青山・瀬田・瀬田北 設置小学校:逢坂・石山・青山 設置中学校:栗津 ※学校園独自での設置分を含む	環境政策課 教育総務課 保育幼稚園課
	③:学校給食における地産産物を使用する割合(食料数ベース)(16.7% [H21.6月]、20.4% [H21.11月])	H24.6 25.7% H24.11 21.3%	H25.6 24.3% H25.11 23.6%	H26.6 23.2% H26.11 20.1%	学校給食課
	④:地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)(14ha [H22])	地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)14ha	地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)15ha	地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)4.04ha	農林水産課
	⑤:市域の太陽光発電システム設置数(2,209件)	平成24年度末 市内太陽光発電施設設置数(系統連系数):4,800件(関西電力網提供データ)	平成25年度末 市内太陽光発電施設設置数(系統連系数):5,990件(関西電力網提供データ)	平成26年度末 市内太陽光発電施設設置数(系統連系数):6,800件(関西電力網提供データ)	環境政策課
07:都市及び交通ネットワーク形成の推進	①:地域公共交通全体の利用者数(JR 227,428人/日、京阪電車 68,148人/日、路線バス [H20] 30,552人/日)	J R 229,728人/日、京阪電車 66,349人/日、路線バス28,708人/日	J R 233,260人/日、京阪電車66,409人/日、路線バス27,919人/日	J R 227,352人/日、京阪電車67,585人/日、路線バス28,091人/日	交通・建設管理課
	②:パーク&ライドの利用台数(11,370台/年)	15,329台/年	15,431台/年	15,462台/年	交通・建設管理課
(備考) 低炭素社会の構築に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの活動において省エネルギーの実践や低炭素型のエネルギーの活用状況を表しています。					

基本施策	指標(計画策定時) ※現段階は10年間の値を示し、記載がある場合はその年度の値を示す。	平成24年度数値	平成25年度数値	平成26年度数値	主な関係課
(基本目標) 健全					
08 大気・水・音・土壌等の保全	①公害苦情件数(99件/年)	公害苦情件数 総数117件 大気1件 水質64件 騒音28件 振動6件 悪臭15件 廃棄物投棄0件 土壌汚染0件 地盤沈下0件	公害苦情件数 総数102件 大気4件 水質51件 騒音33件 振動5件 悪臭8件 廃棄物投棄0件 土壌汚染0件 地盤沈下0件 その他1件	公害苦情件数 総数103件 大気3件 水質49件 騒音29件 振動2件 悪臭16件 廃棄物投棄0件 土壌汚染2件 地盤沈下0件 その他2件	環境政策課
09 廃棄物の適正処理の推進	①廃棄物収集積溜管理システム問合せ件数(28,102件/年)	25,074件/年	27,212件/年	27,205件/年	廃棄物減量推進課
10 環境資源の保全と継承	①有形・無形文化財等指定数(509件)	・世界遺産 1件 ・有形文化財 461件 ・無形文化財等 62件	・世界遺産 1件 ・有形文化財 466件 ・無形文化財等 62件	・世界遺産 1件 ・有形文化財 466件 ・無形文化財等 61件	文化財保護課
11 景観の形成	①違反屋外広告物除却ボランティア登録者数(235人/年)	11人/年(登録者総数381人)	15人/年(登録者総数396人)	20人/年(登録者総数367人)	都市計画課
12 美化の推進	①雑草指導件数(空き地の適正管理)(126件/年)	151件/年	146件/年	140件/年	環境政策課
(備考) 基本的な生活環境(典型7公害)の質や、廃棄物の適正処理に向けた体制の整備、歴史や文化資源・景観の保全状況を表しています。					

(基本目標) 協働					
13 環境教育の推進	①環境学習サポーター登録数(64人)	49個人・2団体	33個人・8団体	30個人・7団体・2企業	環境政策課
14 環境情報の拡充と提供	①環境情報システムアクセス件数(323,289件/年[102])	275,637件	371,721件	437,546件	環境政策課
15 環境保全活動の推進	①おまつ環境フォーラム登録会員数(242人・団体)	208人・団体	154人・団体	179人・団体	環境政策課
16 環境保全型行政の推進	①低公害車の導入台数(170台)	低公害車の導入台数(225台)	低公害車の導入台数(160台)	低公害車の導入台数(213台)	環境政策課
(備考) 市民・事業者・市それぞれの活動内容の充実や、協働により連携を強化した取り組み状況を表しています。					